

岩手県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和2年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市大川目町第11地割57の506・57の507（以上2筆国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市大川目町第11地割57の506・57の507（以上2筆国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - （3） 解除の理由 道路用地とするため